

# アウル宮前保育園のご利用にあたって (重要事項説明書)

アウル宮前保育園のご利用にあたって、ご利用開始前に次の内容について説明いたします。

## 1. 運営主体

法人等名称	社会福祉法人天寿園会
所在地	青森県上北郡七戸町字舟場向川久保308番地
設置者	理事長 工藤要一

## 2. 施設等の概要

施設の名 称	アウル宮前保育園
施設の所在地	東京都杉並区宮前二丁目11番11号
電 話 番 号	03-5941-5112
施 設 長	青木 るみ子
開 設 年 月 日	平成29年4月1日
施 設 の 種 類	保育所
敷 地 面 積	2,551.55㎡
園 庭 面 積	403.07㎡
床 面 積	1,271.62㎡ (保育所部分)
建 物 構 造	鉄筋コンクリート3階建て1、3階部分
利 用 定 員	0 歳 児 9名 1・2歳児 50名 3歳以上児 90名 計 149名

## 3. 施設等の運営方針

保育園では、国が定めた「保育所保育指針」（平成29年3月厚生労働省告示第117号）や区が定めた「杉並区立保育園保育実践方針」に基づいて、適切な保育を  
実践いたします。

## 4. 休業日

保育園の休業日は、次のとおりです。

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・ 年末年始（12月29日～1月3日）

## 5. 保育時間等

### ○ 保育時間について

保育時間は、保育の必要性の認定（認定証に記載された必要量）に基づき、次の区分の範囲でご利用できます。

- （1）保育標準時間は、7時30分から18時30分の範囲で、一日最大11時間まで保育の利用が可能です。
- （2）保育短時間は、7時30分から18時30分の範囲で、一日最大8時間まで保育の利用が可能です。

11時間と8時間とは、利用可能な上限の時間です。この時間の範囲内で、あらかじめ保育時間を決めて保育園をご利用いただくことになります。その際、保育園を利用する曜日も決定いたします。

なお、保育時間と利用曜日は、保護者の就労状況等に応じて、園長と保護者が面談のうえ決定します。保育時間には、通勤等の時間を含みます。

**園長と決定した保育時間内に、必ずお子さんの送迎を行ってください。**

### ○ なれ保育について

入園後、お子さんが無理なく園生活に馴染めるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「なれ保育」を実施します。

※「なれ保育」の期間は、概ね一週間としています。

## 6. 保育料

アウル宮前保育園の保育料は、保育の実施に必要な経費の一部を、利用する児童の保護者に負担していただく費用です。

### （1）保育料について

- 平成30年度の保育料は、保育の提供を受ける児童の年齢（3歳未満児、3歳児、4歳以上児）による3区分で、それぞれ保育の必要量に応じて保育標準時間と保育短時間の2区分となります。また、児童が属する世帯の区民税所得割の合計額に基づき、29階層の税額区分となります。
- 各世帯の保育料は、4月分から8月分は前年度の区民税所得割額、9月分から翌年

3月分は当該年度の区民税所得割額に基づき区が決定します。

## (2) 保育料の支払方法

- アウル宮前保育園を利用する児童の保育料は、口座振替または納付書により、納期限内に区へ納付してください。

保育料は1箇月単位でかかります。原則、月の途中で退園されても1箇月分の保育料を納めていただきます（延長保育料も同じ）。

保育料を滞納した場合は、保育料に延滞金を加算します。また、財産の差押を受けることがあります。

※ 保育料に関することは、区保育課へお尋ねください。

## 7. 保育園の利用開始及び終了

### (1) 保育園の利用開始日

保育園の利用開始日は、「保育所等利用調整結果通知書」に記載されている利用期間の初日からとなります。

### (2) 保育園の利用終了日

保育園の利用終了日は、次に掲げる保育を必要とする事由により異なります。

事 由	終 了 期 間
就労・疾病・介護	最長、児童の就学前まで
就 学	保護者が在学している期間
妊 娠 ・ 出 産	原則として、出産予定月の2か月前から、出産日を起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求 職 活 動 中	利用開始日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで

### (3) 保育園を長期に休む場合

休園は最長で2ヶ月です。

休園中も保育料がかかります。（必ず事前に保育課にご相談ください）

### (4) 保育実施の停止

在園中の児童が病気や怪我などで月の初日から末日まで続けて1箇月以上休む場合は、「保育実施の停止」をすることができます。（医師の診断書が必要です）

停止中は、その月の保育料が免除となります。（必ず事前に保育課にご相談ください）

## 8. 職員構成

平成30年4月1日現在

職種	員数	職務内容
園 長	1名	園の総括

主任	1名	保育の統括・保護者の育児相談・地域の子育て支援
保育士	定数以上	保育業務
保育補助	若干名	保育補助業務
看護師	1名以上	健康管理業務・衛生管理・保護者の健康相談・保育業務
栄養士	1名以上	栄養管理・献立作成・給食調理（調理員と兼務）
調理	4名	給食調理（うち1名以上は栄養士と兼務）
嘱託医		
医療機関の名称	西荻こどもクリニック	
所在地	東京都杉並区西荻南4-4-5 フェリーチェ2階	
電話番号	03-6765-0415	

## 9. 緊急時の対応等

### (1) お子さんの体調不良や怪我への対応

緊急時の受診医療機関		
医療機関名	東京衛生病院	西荻こどもクリニック
診療科	小児科、内科、外科、整形外科、眼科	小児科
所在地	東京都杉並区天沼三丁目17番3号	東京都杉並区西荻南4-4-5 フェリーチェ2階
電話番号	03-3392-6151	03-6765-0415

お子さんの怪我の程度によっては、医師の診断を受けることがあります。その際は、園から保護者に連絡を入れ、怪我の状況を説明し、受診先の医療機関等について確認のうえ、お子さんのかかりつけの医療機関や、以下の医療機関を受診します。

### (2) 災害発生時の対応

消防計画・危機管理マニュアル等に基づき、災害等が発生したときは、区災害対策本部の指示に従い、保育園はお子さんの安全確保を最優先します。

## 10. 苦情・要望等の相談窓口

保育園に関するご意見・要望等は園長・主任までお寄せください。  
このほか、区役所（区政相談課・保育課）でもご相談をお受けしています。

## 11. その他

### ◆延長保育事業

保育時間を超えた次の保育利用は、延長保育となります。

#### (1) 開所時間後の保育利用

- ・ 18時30分から19時30分までは、延長保育となります。  
(満1歳から利用できます)
- ・ 毎月一定以上の利用が必要な方は、月極め利用の申請をしてください。
- ・ 1日単位で不定期に利用する方は、延長スポット利用となります。利用する場合は、必ず保育日に事前予約を入れてください。

( 延長保育料 )

- ・ 月極め延長保育料は、3,000円です。
- ・ 延長スポット保育料は、500円です。

延長スポット利用の予約なしに延長保育の利用時間帯に園から保育の提供を受けた場合も、延長スポット保育料をお支払いいただきます。

(2) 開所時間内の保育利用

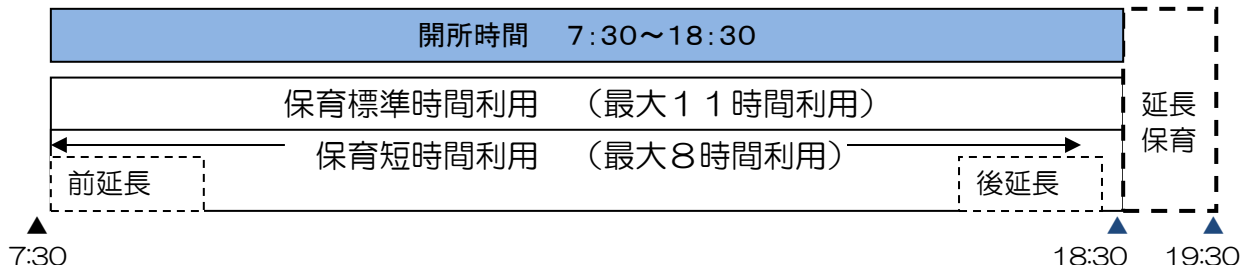
保育短時間利用の方へ

開所時間内の利用であっても、8時間を超えた場合、延長保育料が発生します。

( 延長保育料 )

- ・ 延長保育料は、1時間500円です。
- ・ 保育時間の前延長、後延長は別々に延長保育料が発生しますので、保育時間の決定に際しては、十分ご注意ください。
- ・ なお、保育短時間認定の方には、月極め延長保育はありません。

【開所時間と延長保育】



◆個人情報の取扱

保育をするうえで知り得たお子さんの身体状況や健康に関する情報、家族構成等の個人に関する情報は、他に洩らしません。(正当な理由がある場合を除く)

個人情報を保護するため、保育園では、書類の厳重管理に努めるとともに、職員の教育訓練等を通して、個人情報の取扱いを徹底しています。